

# 介護保険住宅改修 Q & A 泉佐野市版

## (1) 手すりの取付け

### Q 1 【手すりの設置位置】

玄関にある下駄箱に手すりを設置したいが、保険給付の対象となるか。

A 1

下駄箱やタンス等の家具に設置する場合は保険給付の対象外です。

### Q 2 【階段の手すり】

二階建て家屋で、普段は1階で生活(寝室も1階)しているが、2階に上がる為の手すり取り付け工事は、保険給付の対象となるか。

A 2

住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象としています。1階に居住スペースがある場合は、2階への階段の手すりの設置は保険給付対象外です。2階に上がる為の理由、頻度によれば、保険給付の対象となる場合があります。「住宅改修が必要な理由書」に詳しく記載してください。

### Q 3 【庭の手入れの為の手すり】

庭の手入れをする為に手すりを設置する工事は、保険給付の対象となるか。

A 3

住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象としています。庭の手入れは本人にとっては習慣かもしれませんが、本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、保険給付の対象外です。

### Q 4 【老朽化した手すり】

以前に設置した手すり(住宅改修・自費)が老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する工事は、保険給付の対象となるか。

A 4

単なる老朽化の場合は、保険給付の対象外です。

### Q 5 【便器を囲んで据え置く手すり】

「便器を囲んで据え置く手すり」のうち、ねじ止め等の工事で床に固定するものは保険給付の対象となるか。

A 5

ねじ等で床に固定する場合に限り、保険給付の対象です。事後申請時に、固定された部分の写真を添付してください。

### Q 6 【新築住宅の手すり】

住宅の新築は住宅改修と認められないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、保険給付となるか。

A 6

竣工日以降に、手すりを設置する場合は保険給付の対象です。

**Q 7 【ユニットバスの手すり】**

ユニットバスを新設した後に、手すりが必要となった場合、手すり工事は保険給付の対象となるか。

A 7

保険給付の対象です。ユニットバス設置後に事前申請をおこない、承認を受けてください。

**Q 8 【可動式の手すり】**

廊下到手すりを取り付けたいが、途中で扉があり、開閉ができなくなる等の理由で、一方は固定され、一方は跳ね上げ式になっている可動式の手すりは、保険給付の対象となるか。

A 8

動作または取り付け位置の条件等から、可動の必要性がある場合には保険給付の対象です。身体状況や環境状況等について、「住宅改修が必要な理由書」に詳しく記載してください。※ただし、支柱等がねじ等で固定されているものに限ります。

**Q 9 【本人の身体状況の変化に伴う、手すり設置場所変更】**

本人の身体状況の変化に伴い、これまで設置していた手すりでは機能が十分でなくなった為、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合、住宅改修の対象となるか。

A 9

身体状況の変化によるものであれば、保険給付の対象です。なお、既存の手すりを身体状況に合わせて付け替える場合には、工賃のみ保険給付の対象です。「住宅改修が必要な理由書」に身体状況等を詳しく記載してください。

**Q 10 【トイレの手すり】**

1階と2階の両方にトイレがあり、それぞれ手すりを取り付けたい。

A 10

住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象としています。1階に居住するスペースがある場合は、2階のトイレの手すりの設置は保険給付の対象外です。2階のトイレを使用する理由、頻度によれば保険給付の対象となる場合があります。「住宅改修が必要な理由書」に詳しく記載してください。

**Q 11 【外出用手すり】**

玄関と勝手口両方に手すりをつけたい。

A 11

住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象としています。それぞれの出入り口を使用する理由、頻度によれば保険給付の対象となる場合があります。「住宅改修が必要な理由書」

に詳しく記載してください。

**Q 1 2 【転落防止の柵】**

通路の片側が崖になっており、転落の恐れがあるため、柵の代わりとして手すりを設置したい。

A 1 2

手すりとしてではなく、柵の機能を期待して設置する場合は、保険給付の対象外です。

**Q 1 3 【両手すりの設置】**

扉の両サイドに手すりをつけたい。

A 1 3

通常は、片手すりを設置することとしていますが、身体状況等により両手すりの設置が必要な場合は保険給付の対象となります。身体状況や環境状況等について、「住宅改修が必要な理由書」に詳しく記載してください。

**(2) 段差解消**

**Q 1 【段差解消の付帯工事】**

段差解消のために敷居を撤去することとしたが、扉と床の間に隙間が生じることとなるため、扉の一部を継ぎ足す工事は付帯工事として保険給付対象になるか。

A 1

保険給付の対象です。

**Q 2 【段差解消の付帯工事】**

段差を解消するために、敷居を撤去する、あるいは廊下を床上げすることにより現在の扉が使用できなくなる場合、扉を取り換える工事は保険給付の対象となるか。

A 2

いずれも段差を解消するための工事のみ保険給付の対象となり、扉の取替えにかかる工事は保険給付の対象外です。

**Q 3 【床を増設する場合】**

洗濯物を干すために庭に下りる際に、転落する可能性があるため、ウッドデッキを作成し段差解消する場合は、保険給付の対象となるか。

A 3

ベランダの増設に該当するため、保険給付の対象外です。

**Q 4 【浴槽の取替えによる段差解消】**

浴槽が深い場合、浴槽の取替えも段差の解消として保険給付となるか。

A 4

まず、福祉用具の利用を検討し、福祉用具では対応が困難な場合は、「住宅改修が必要な理由書」に、本人の身体状況や環境状況（現状の浴槽の高さ、深さ）及び福祉用具を検討した

経過を詳しく記載してください。また、改修後の床からの高さ、深さの寸法についても理由書に明記してください。必要な理由について、市の承認を得た場合は、保険給付の対象です。

**Q 5 【スロープの貸与のための段差解消】**

屋外アプローチで福祉用具貸与のスロープを利用するために、階段の段差を解消したい。

A 5

福祉用具貸与に伴う段差改修工事は、保険給付の対象外です。

**Q 6 【手すり付踏み台】**

複数の機能を合わせ持つ製品を設置した場合は、保険給付の対象となるか。

A 6

手すり付踏み台など、複数の機能を持つ製品を設置した場合で、手すりと踏み台のどちらも本人にとって必要な住宅改修であれば、それぞれの必要性を明確にした上で申請してください。

**(3) 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更**

**Q 1 【車いす利用時の通路面の材料の変更】**

車いすを利用している要介護者のために、玄関から道路までの庭をコンクリート舗装等にする工事は保険給付の対象となるか。

A 1

対象ですが、要介護者の導線上にない庭部分を過大に舗装等することは認められません。

**Q 2 【車いす利用時の通路面の材料の変更】**

車いすを利用している。車いすのタイヤが小さいために、畳にひっかかり動きづらいため、畳からフローリングへの床材の変更は住宅改修の保険給付の対象となるか。

A 2

本人の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、保険給付の対象です。

**Q 3 【畳敷の床材の変更】**

畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が、付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。）への変更やフローリング等から畳敷への変更についても保険給付の対象となるか。

A 3

本人の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、保険給付の対象です。

**Q 4 【円滑化のための床材の変更】**

住宅改修で床材の変更が認められる理由は、「滑りの防止及び移動の円滑化等のため」となっていますが、本人が這って移動しているために膝への負担を軽くするという理由での滑りやすい床材への変更は認められますか。

A 4

保険給付対象外です。

**(4) 引き戸等への扉の取替え**

**Q 1 【扉の向きを変更する場合】**

扉そのものを取り替えないが、右開きの扉を左開きに変更する工事は保険給付の対象となるか。

A 1

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替えとして保険給付の対象です。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式取っ手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

**Q 2 【扉の撤去】**

車いすへの移動を容易にするために、既存の扉を撤去したいが、保険給付の対象となるか。

A 2

保険給付の対象です。

**Q 3 【扉の開き方の変更】**

排泄に介助が必要である。介助のスペースを広くするため、住宅改修でトイレの扉を内開きから外開きに変更することは可能か。

A 3

介助者のサポートがないと目的を達せられず、本人や介助者の負担の軽減につながる場合は、保険給付の対象です。

**(5) 洋式便器等への便器の取替え**

**Q 1 【便器の向きを変更する場合】**

身体状況により、現在使用している洋式便器の便座に座ることが難しい為、洋式便器の向きを変更する場合、保険給付対象となるか。

A 1

対象です。ただし、向きを変えることに伴いトイレを拡張する工事については対象外です。

**Q 2 【複数個所の改修工事について】**

屋内外と2箇所のトイレ（和式便器）を使用しているが、立ち上がりに困難なため洋式便器に取り替える工事は保険給付の対象となるか。

A 2

住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象としています。2箇所のトイレを使用する理由、頻度によれば保険給付の対象となる場合があります。

Q 3 【段差解消に伴う便器の取り外し据置工事について】

廊下とトイレに段差がありトイレの床上げが必要な場合、既存の洋式便器の取り外し据置工事は保険給付の対象となるか。

A 3

段差解消に伴う、便器の取り外し据置工事は保険給付の対象です。

## (6) その他

Q 1 【工事に変更があった場合】

事前承認後に改修内容の変更があったが、そのまま着工した。支給申請は認められるか。

A 1

改修内容等が変更になった場合、再度事前申請が必要です。事前申請の内容と異なる改修を行った場合は、保険給付の対象外です。

Q 2 【死亡した場合】

改修中に本人が死亡した場合はどうなるか。

A 2

対象者が工事完了前に死亡した場合は、保険給付の対象外です。

Q 3 【入院・入所中の場合】

入院・入所中に住宅改修はできるか。

A 3

退院・退所の予定が決まっており、住宅改修を行わなければ在宅生活に支障がでると判断できる場合は、入院・入所中においても事前申請、着工が可能です。ただし、退院・退所できない場合は、保険給付を受けることはできません。その旨を本人に説明し、了承を得たうえで事前申請してください。

Q 4 【要介護認定が「非該当」となった場合】

新規の要介護認定申請中に住宅改修を行い、認定結果が「非該当」であった場合、保険給付はできるか。

A 4

要介護認定申請中の方が、認定結果の通知前に事前申請し、着工することは可能ですが、事後申請は認定結果が出てからとなります。ただし、認定結果が非該当の場合は、保険給付を受けることはできません。事業者が申請を代行する場合、その旨を本人に説明し、了承を得たうえで事前申請してください。

**Q 5 【施行事業者について】**

工事を行う業者は、市の指定を受けた業者でないといけないか。

A 5

自由に選んで頂いて結構です。

**Q 6 【負担割合について】**

いつ時点の負担割合を適用するのか。

A 6

領収書記載日時点における負担割合を適用します。

**Q 7 【事前申請承認の有効期限】**

事前申請の承認について有効期限があるか。

A 7

事前申請承認の結果通知日より1年間有効です。それを過ぎると、再申請が必要となります。また、一度承認した申請書類については返却しません。

**Q 8 【申請の時効】**

申請は有効期限があるか。

A 8

代金を完済した日（領収日）の翌日から起算して2年で時効となります。

**Q 9 【住宅退去時の改修費用】**

賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は保険給付となるか。

A 9

保険給付の対象外です。

**Q 10 【同一住宅に複数の要介護者がいる場合】**

夫婦で住宅改修費を合わせてトイレの改修ができるか。

A 10

同一住宅に複数の要介護者がいる場合、重複しないように対象となる工事を設定しなければなりません。例えば、夫は「浴室の手すり取り付け」、妻は「和式便器から洋式便器の取替え」というように各々の必要性に応じて、工事を検討してください。

**Q 11 【仮設トイレについて】**

仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置費用は保険給付対象となるか。

A 11

保険給付の対象外です。